

環境影響評価に基づく
事後調査業務委託

仕 様 書

令和6年4月

伊勢広域環境組合

1 適用

本仕様書は、伊勢広域環境組合（以下「組合」という。）が発注する環境影響評価に基づく事後調査業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。また、本業務は本仕様書及び組合が指定する書類に準拠して実施するものであり、本仕様書等に明記されていない事項であっても、目的達成のために必要な業務については、受託者の責任において実施すること。

2 総則

(1) 目的

本業務は、「伊勢広域環境組合ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書」（令和4年10月）（以下、「評価書」という。）に記載した工事中の事後調査を実施するとともに、事後調査報告書を作成することを目的とする。

(2) 業務委託名

環境影響評価に基づく事後調査業務委託

(3) 施行場所

伊勢市西豊浜町地内ほか

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年9月30日まで

(5) 関係法令

受託者は、本業務の実施にあたり、以下に示す法令等を遵守しなければならない。

ア 三重県環境影響評価条例（平成10年三重県条例第49号）

イ 三重県環境影響評価技術指針（令和4年改正）

ウ その他の関係法令、通達、通知等

(6) 業務の履行

受託者は、契約書、仕様書、その他関係書類に基づき、効率的かつ経済的に業務を履行すること。

(7) 貸与資料

本業務に必要な資料等について、組合が所有するもので貸与して差し支えないものについては所定の手続きの上、受託者に貸与するものとする。受託者は貸与された資料等について、業務完了時に組合に返却するものとする。

(8) 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持しなければならない。

(9) 秘密の保持

受託者は、本業務において知り得た内容について、組合の許可なしに、第三者に漏らして

はならない。

(10) 業務に係る経費

本業務の履行に係る諸経費について、特別な場合を除き、すべて受託者の負担とする。

(11) 業務の変更等

本業務の実施に際し、既定業務内容の変更又は当該業務以外の調査、計画等の必要が生じた場合は、組合と受託者が業務内容及び業務委託料等について、協議を行うものとする。なお、業務内容の変更に必要な資料は、受託者が作成する。

(12) 業務完了時の検査

受託者は、成果物提出時に組合の実施する完成検査を受けるものとし、業務内容に適合しないと認められた場合は、直ちに組合の指示に従い修正等を行うものとする。

(13) 技術者の配置

受託者は、本業務を遂行するにあたり、管理技術者及び主任技術者をそれぞれ 1 名配置することとし、配置技術者は兼務できないものとする。

ア 管理技術者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る都道府県条例に基づく環境影響評価業務に従事した経験を有する者とする。

技術者の配置にあたっては、環境影響評価に特化した資格として、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（環境部門：選択科目「環境影響評価」、又は、建設部門：選択科目「建設環境」）の資格を有すること。

イ 主任技術者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設の設置に係る都道府県条例に基づく環境影響評価業務に従事した経験を有する者、かつ、環境影響評価の結果、環境保全措置が必要となった水生昆虫類等に対し、事後調査業務の中でビオトープ等の設置実績を有する者とする（環境影響評価と環境保全措置は同一事業）。技術者の配置にあたっては、環境影響評価に特化した資格として、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）に規定する技術士（環境部門：選択科目「環境影響評価」、又は、建設部門：選択科目「建設環境」）の資格を有すること。

(14) 提出書類等

ア 業務完了関係書類 1 式

イ 業務成果品

以下の(ア)から(エ)に示すものとし、印刷物は A4 判カラー印刷を基本とする。なお、成果品等の内容及び数量については、組合と受託者で協議のうえ最終決定する。

(ア) 業務計画書

(イ) 業務報告書

(ウ) 事後調査報告書案

(エ) 打合せ記録

(オ) 上記(ア)から(ウ)の電子データ

(15) 疑義

本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、受託者は組合に照会し、その指示に従うものとする。

3 業務内容

(1) 計画準備

評価書の内容を把握し、本業務の業務計画書を作成する。

(2) 環境保全措置の実施

評価書の「第9章 事後調査の実施計画」に基づく事後調査として、令和5年度に実施した陸生動物に対する工事着手前の環境保全措置（ヤマトモンシデムシ）の追加調査として、造成工事開始前の令和6年5月に、対象事業実施区域内のヤマトモンシデムシを再度採集し、移設する。

捕獲方法は、ベイトトラップによる捕獲を基本とし、獣害を回避するため地上高1m前後に捕獲器部分を浮かせて設置する。トラップの誘引餌は腐肉とし、夕方に対象事業実施区域内に15地点・30基を設置し、翌朝に捕獲された個体を移設先へ放虫する。

移設地点は、評価書に示された対象事業実施区域及びその周辺約200mの範囲の外側の相合川沿いとし、周囲の光源の影響の少ない地点とする。

(3) 事後調査報告書案の作成

上記結果を基に、三重県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書案を作成する。